

平成28年度 第5回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成28年8月

魚沼市農業委員会

別紙 1

平成28年度第5回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 23名 定員 29名
欠席 4名 欠員 2名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	中澤正規	
○		2	目黒隆弥	
○		3	関武雄	
○		4	馬場公雄	
○		5	八木修司	
	○	6	横山史子	
		7		
○		8	蕨澤芳子	
○		9	大島強喜	
○		10	佐藤正喜	
○		11	佐野彰	
○		12	櫻井貞夫	
○		13	櫻井信夫	
	○	14	田中正雄	
○		15	阿達正	
○		16	森山武郎	
○		17	小島祐治	
○		18	桑原正文	
○		19	小岩勇	
○		20	星野貞樹	
		21		
○		22	高橋日出子	
○		23	小幡悦男	
	○	24	橘精一	
○		25	渡邊弘義	
○		26	渡邊正一	
	○	27	梅田隆夫	
○		28	小西正春	
○		29	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		山本健一	
○		穴沢優子	
○		高橋智也	

平成28年度 第5回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成28年8月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 13 時 30 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について <u>1 番 中澤 正規 委員</u> <u>3 番 関 武雄 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地貸借の合意解約について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出（2年未満の転用）について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画意見決定について
5		その他 閉会宣言 14 時 15 分

平成28年度第5回魚沼市農業委員会総会議事録

平成28年度第5回魚沼市農業委員会総会は、平成28年8月25日魚沼市広神庁舎3階会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（高橋主任）

それでは時間になりましたので、総会に先立ちまして、本日の出席者数をご報告いたします。委員定数27名のうち欠席の届出のあった方、議席番号6番横山史子委員、議席番号14番田中正雄委員、議席番号24番橘精一委員、議席番号27番梅田隆夫委員の4名です。出席者数23名で、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成28年度第5回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。お願いします。

（時刻は13時30分）

上村会長

（挨拶）

会 務 報 告

上村会長

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（山本事務局長）

配布資料の確認

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

それでは次に、部会報告をお願いいたします。

農政部会副部会長（阿達正委員）

特にありません。

農地部会長（森山武郎委員）

皆さん農地パトロールをしたわけですが、またそれが出てきたあとで、部会で回ってみるなどの計画をしておりますので、よろしく申し上げます。

広報部会長（菰澤芳子委員）

広報部会でも特に報告するようなことはありません。

議 長（上村会長）

ただいま、会務報告並びに部会報告というようなことでありましたが、皆様方で何かご質問等ありましたら、お願いいたします。

（特になし）

特になければ、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について、会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任いただけますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号1番中澤正規委員及び議席番号3番関武雄委員の兩名を指名いたします。

農地貸借の合意解約について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書3ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、今月は4件の届け出がありました。詳細については事前配布のとおりです。以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号について、事務局の説明のとおり事前配布ということで、目を通していただけたと思いますが、内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第1号「農地貸借の合意解約」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続きまして、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の4ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は7件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に貸借権の設定、認定農業者等への貸し付けされている農地があります。相続人は県外の方もおいでですが、魚沼市にお住いの方が耕作しておりますので、今後も継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見がある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書5ページをお願いします。

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、今月は2件の届出がありました。

整理番号1	申請人	*****
	申請地	***** 畑 71 m ²
	転用目的	農機具格納庫

整理番号2	申請人	*****
	申請地	***** 畑 173 m ²
	転用目的	農機具格納庫

議長（上村会長）

報告第3号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」については、整理番号1番、2番それぞれ届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の6ページをお願いします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は贈与による所有権移転1件、売買によるもの1件、使用貸借権の設定2件、合計4件です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか2筆	合計789㎡
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転	贈与	

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は譲受人の自宅の近くにある田と譲受人が所有している農地と一体で耕作しているところであり、譲渡人は県外に居住しており耕作することが困難なため、贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しておりませんが、作業委託等を行い、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号2	申請地	*****	田	186㎡
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転	売買	全体で*****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢で耕作することが困難なことから、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

次の整理番号3番と4番につきましては、農業者年金受給にかかる経営移譲の再設定のため、説明を省略させていただきますが、内容につきましては事前配布のとおりです。

以上、整理番号1番から4番まで、議案書に掲載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議 長（上村会長）

議案第1号について、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

整理番号1番につきましては、事務局のご報告のとおりということでございます。

森山武郎委員

整理番号2番ですが、この件に関しまして、7月に事務局と見てきました。大変狭い場所で、2件の土地にまたがっているわけですが、*****さんが遠くて、近くの親戚にあたる*****さんが買って耕作をする。また、それを貸してそのまましてもらうということで話がとっております。

議 長（上村会長）

整理番号3番、4番については事務局の報告のとおり経営移譲年金の関係ということでございます。

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

最初に、所有権移転贈与に関する整理番号1番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転売買に関する整理番号2番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、貸借権設定に関する整理番号3番、4番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」については、整理番号1番から4番まで申請どおり許可することといたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の8ページをお願いします。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	畑	223 m ²
	農地区分	第二種農地		
	申請人	*****		
	申請概要	既存物置1棟		
	転用目的	物置敷地及び雪降ろし場		
	判断理由	申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。		

申請地は*****地内の農地です。申請地は、先代が手続き未了のまま物置を建築し、現在まで宅地として利用していました。始末書が提出され、追認の案件となっております。以上です。

議長（上村会長）

議案第2号について、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

中澤正規委員

整理番号1番ですが、8月20日に本人立会いの下で現地を確認してきました。未登記の建物については、事務局が説明したとおり先代が無許可で建ててしまった。西側のほうが空地になっておりますが、雪降ろし場として冬期間は使っております。以上ですが、補足はありません。

議長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になしですので、採決に入ります。議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、整理番号1番については申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、整理番号1番については、許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の9ページからお願いします。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は4件です。

整理番号1 申請地 **** * 畑 174 m²
農地区分 第二種農地
権利種別 使用貸借権設定
借付人 **** *
借受人 **** *
申請概要 既存住宅1棟2階建（改築）
転用目的 一般住宅建築用敷地
判断理由 申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。

申請地は**** *地内の農地です。先月の総会において、農地法第4条の整理番号1で申請がありましたが、取り下げ願いが提出され、あらためてこのたび、第5条により申請があったものです。

整理番号2 申請地 **** * 田 87 m²
農地区分 第一種農地
権利種別 所有権移転 贈与
譲渡人 **** *
譲受人 **** *
申請概要 雪降ろし場（87 m²）
転用目的 宅地拡張（雪降ろし場）
判断理由 既存の施設の拡張、2分の1を超えないもの。

申請地は**** *地内の農地です。宅地が狭く、冬季の雪の処理に苦慮しており、このたび所有者と話がまとまり、申請があったものです。

整理番号3 申請地 **** * 田 159 m²
農地区分 第三種農地
権利種別 所有権移転 売買 **** *円
譲渡人 **** *
譲受人 **** *
申請概要 雪降ろし場（159 m²）
転用目的 宅地拡張（雪降ろし場）
判断理由 申請地の300m以内に市役所**** *庁舎があるため。
申請地は**** *地内の**** *庁舎近くの農地です。宅地が狭く、

冬季の雪の処理に苦慮しておりました。このたび所有者と話がまとまり、申請があったものです。

整理番号4	申請地	*****	田ほか11筆	合計12,566㎡
	農地区分	第一種農地		
	権利種別	賃借権設定		
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	申請概要	店舗1棟(6,700㎡)及び露天駐車場(266台)		
	転用目的	店舗及び露天駐車場(266台)		
	判断理由	農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設であるため。		

申請地は*****地内、*****向かいの農地です。事業計画に伴い、所有者より申請地を借り受け、事業を開始するため、このたび申請があったものです。申請地の一部については、平成28年1月8日付で農振除外の許可済みであります。なお、3,000㎡を超える転用となりますので、常設審議委員会への諮問案件になります。以上です。

議長(上村会長)

議案第3号について事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

小幡悦雄委員

整理番号1番、3番ともに8月11日に両者立会いのもと現地調査いたしました。細部については事務局の言うとおりで。

星野貞樹委員

整理番号2番ですが、事務局の説明のとおりでございます。

議長(上村会長)

整理番号4番につきましては、橘委員が欠席でございますので、事務局が報告したとおりということでございます。

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特にないようですので、採決に入ります。採決は整理番号順に行います。

まず、整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、整理番号4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」については、整理番号1番から4番まで許可相当の意見を付して県に進達すること

といたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書11ページをお願いいたします。

議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	畑ほか16筆	合計4,394.91㎡
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	昭和の中頃より耕作されていないため原野化しており、農地として復元することが困難なため。		

議 長（上村会長）

議案第4号について事務局の説明が終わりました。内容について、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは特にないようですので、採決に入ります。議案第4号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可することといたします。

農用地利用集積計画の意見決定について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の12ページをお願いします。

日程第4議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定） 件数 22 件
筆数 107 筆
面積 92,074.14 m²

なお詳細につきましては、事前配布のとおりです。
続きまして、所有権移転ですが、議案書の 20 ページをお願いします。
今月は売買が 3 件となっております。

整理番号 1	所有権を移転する農用地	*****	畑	1,003 m ²
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	全体で*****円		

整理番号 2	所有権を移転する農用地	*****	畑	1,940 m ²
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	全体で*****円		

整理番号 3	所有権を移転する農用地	*****	田	214 m ²
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	全体で*****円		

以上、利用権設定並びに所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議 長（上村会長）

議案第 5 号について事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第 5 号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

その他

事務局（山本事務局長）

- ・改正農業委員会法（農業委員・農地利用最適化推進委員の選任など）の市への提案の進捗状況について
- ・農地パトロールの報告書提出について

議 長（上村会長）

それでは、本日提案の報告・議案各事項については、慎重審議いただき全て終了いたしました。ありがとうございました。

（時刻は 14 時 15 分）

上記会議の内容は、平成 28 年度第 5 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
